

福井市浸水防除施設設置費補助金交付要綱

(目 的)

第1条 福井市浸水防除施設設置費補助金（以下「補助金」という。）は、福井市下水道雨水対策基本計画の計画対象区域（以下「対象区域」という。）において、雨水タンク又は止水板を設置する者に対して補助金を交付することで、浸水被害軽減を図ることを目的とし、その交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）の例による。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 雨水タンク

住宅の雨どいから集水継手により雨水を集め、当該建物敷地内で一時的に200ℓ以上の雨水貯留容量を有するものをいう。

(2) 止水板

建物等の出入口等に、浸水に耐える材質（金属製・樹脂製等）で取外し又は移動可能な設備とし、浸水防除機能を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、対象区域における建物の所有者又は使用者で、浸水防除施設設置を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては補助金の交付をしない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 下水道使用料又は受益者負担金等を滞納している者

(3) 設置する土地及び建築物の所有者から同意が得られていない占有者

(4) 展示又は販売を目的とする者

(5) 国・地方公共団体その他これらに準ずる公的団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1に掲げる設備であって未使用のものを設置する事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

- 2 前項に規定する補助金の額が雨水タンクで100円未満、又は止水板で1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、建物1棟につき雨水タンク及び止水板各1回を限度とする。ただし、第16条に規定する期間を経過した場合は、この限りではない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により、補助事業に着手するまでに、福井市浸水防除施設設置費補助金申請書(様式第1号)を企業管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、別表3に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 交付申請の受付は、予算内をもって終了とする。
- 4 第1項の申請書に記載する補助事業完了予定日とは、対象設備の設置工事、対象設備の補助金交付を受ける者への引渡し及び設置工事費の確定の全てが完了する予定の日とする。

(交付決定)

第7条 企業管理者は、規則第4条の規定により、補助金の交付を決定したときは、福井市浸水防除施設設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

2 企業管理者は、前項に規定する交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付する。

- (1) 補助対象者は、企業管理者が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査を行おうとするときにはこれに応じること。
- (2) 補助対象者は、企業管理者が第17条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- (3) 補助対象者は、企業管理者が第18条の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、企業管理者が指定する期日までに返還すること。
- (4) 補助対象者は、対象設備を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図ること。
- (5) 補助対象者は、補助事業終了後、市が行う対象設備の使用状況についての調査等に協力すること。

(補助事業の実施)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、前条に規定する交付決定の通知を受けた後、新築及び既築の場合は工事に着工し、建売の場合は対象設備等を設置された建物の引渡しを受け速やかに補助事業を完了しなければならない。

(補助事業の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容等を変更する場合は、原則としてあらかじめ、企業管理者に福井市浸水防除施設設置費補助金交付事業計画変更承認申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の計画変更承認申請書には、別表3に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 企業管理者は、補助事業の変更を承認したときは、福井市浸水防除施設設置費補助金交付事業計画変更承認通知書(様式第4号)により、当該補助事業の変更を申請した者に通知するものとする。
- 4 補助事業の変更を行う場合は、補助金の額は増額しない。

(補助事業の中止)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、やむを得ない理由により対象設備等の設置を中止しようとするとき、又は対象設備等が設置された建売住宅の購入を中止しようとするとき等は、企業管理者に福井市浸水防除施設設置費補助金交付事業中止承認申請書(様式第5号)を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 企業管理者は、補助事業の中止を承認したときは、福井市浸水防除施設設置費補助金交付事業中止承認通知書(様式第6号)により、当該補助事業の中止を申請した者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定により、速やかに福井市浸水防除施設設置費補助金交付事業完了実績報告書(様式第7号)を企業管理者に提出しなければならない。その提出時期は当該年度の3月31日を超えてはならない。

- 2 前項の実績報告書には、別表3に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の実績報告書には、第6条第4項の規定に準じ、工事着工日及び補助事業完了日を記載しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 企業管理者は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、福井市浸水防除施設設置費補助金額確定通知書(様式第8号)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付請求)

第13条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、福井市浸水防除施設設置費補助金交付請求書(様式第9号)を企業管理者に提出しなければならない。

(報告及び協力)

第14条 この要綱により補助金を受けた者は、対象設備の機能を保全するため、点検、清掃等適切な維持管理に努めるものとする。

(取得財産等の管理)

第15条 第7条第2項第4号の規定において、己の責に帰することのできない理由により対象設備が毀損、又は滅失したときは、補助金の交付を受けた者は、その旨を企業管理者に届け出なければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第16条 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案し、別表4に掲げる期間とする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において、対象設備を処分しようとするときは、規則第19条の規定により、財産処分承認申請書(様式第10号)を企業管理者に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第17条 企業管理者は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号のほか、補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があつた後についても適用があるものとする。

(補助金の返還)

- 第18条 企業管理者は、前条の規定による補助金の交付決定の取消し又は第16条に規定する財産処分に関し、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 2 前項の規定による当該補助金の返還については、期限内に納付がない場合は、返還の期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、規則第17条の規定により延滞金を徴収するものとする。

(関係図書の保存)

- 第19条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、補助事業が完了した日から5年間保存しなければならない。

(その他)

- 第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなお効力を有する。

別表1 補助対象設備の要件

設備名	要件
雨水タンク	建物の雨どいから集水継手により雨水を集め、当該建物敷地内で一時的に2000以上の雨水貯留容量を有するものをいう。
止水板	建物等の出入口等に、浸水に耐える材質（金属製・樹脂製等）で取外し又は移動可能な設備とし、浸水防除機能を有するものをいう。

別表2 補助対象経費（消費税及び地方消費税は除く。）及び補助金の額

設備の種類	補助対象経費	設備規模（内容）	補助金限度額
雨水タンク	雨水タンク本体及び附属部材1式	2000以上 5000未満	補助対象経費の1/2 または上限20,000円 のうち低い額
		5000以上 1,0000未満	補助対象経費の1/2 または上限45,000円 のうち低い額
		1,0000以上	補助対象経費の1/2 または上限60,000円 のうち低い額
止水板	止水板本体及び設置工事に係る費用	金属製 樹脂製 その他	補助対象経費の2/3 または上限500,000円 のうち低い額

※ 補助対象者が自ら補助対象設備を製造する場合は、原材料の購入費用を補助対象とする。また、補助対象者が自ら止水板の設置工事を行う場合は、その費用は補助対象としない。

別表3 添付書類

<p>交付申請書 (様式第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の取り扱いに関する同意書（納税確認） ・ 通帳の写し ・ 浸水防除施設を設置する場所を示す位置図及び平面図 ・ 浸水防除施設の構造図 ・ 浸水防除施設の設置に要する経費の見積書 ・ 浸水防除施設設置場所の着工前の写真 ・ 浸水防除施設を設置する土地及び建築物の所有者の同意書（土地及び建築物の所有者でない占有者の場合） ・ 浸水防除施設のチェックリスト ・ 上記に掲げるほか、企業管理者が必要と認める書類
<p>計画変更承認申請書 (様式第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更内容の確認できる契約書、仕様書等の写し
<p>完了報告書 (様式第7号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書等の写し（経費内容がわかるもの） ・ 設置工事前後の写真 ・ 製品型番、製造番号等のわかる保証書等の写し ・ 住民票の写し（転入の場合及び申請者住所が設備設置住所と異なる場合）

別表4 財産処分の制限

設備名	処分の制限
雨水タンク	5年
止水板	10年